

**根岸住宅地区の共同使用による
原状回復作業（解体撤去工事）について**

防衛省 南関東防衛局

令和3年5月

1. 根岸住宅地区の共同使用に係る経緯及び概要
2. 原状回復作業について
3. 解体撤去工事について
4. 連絡先

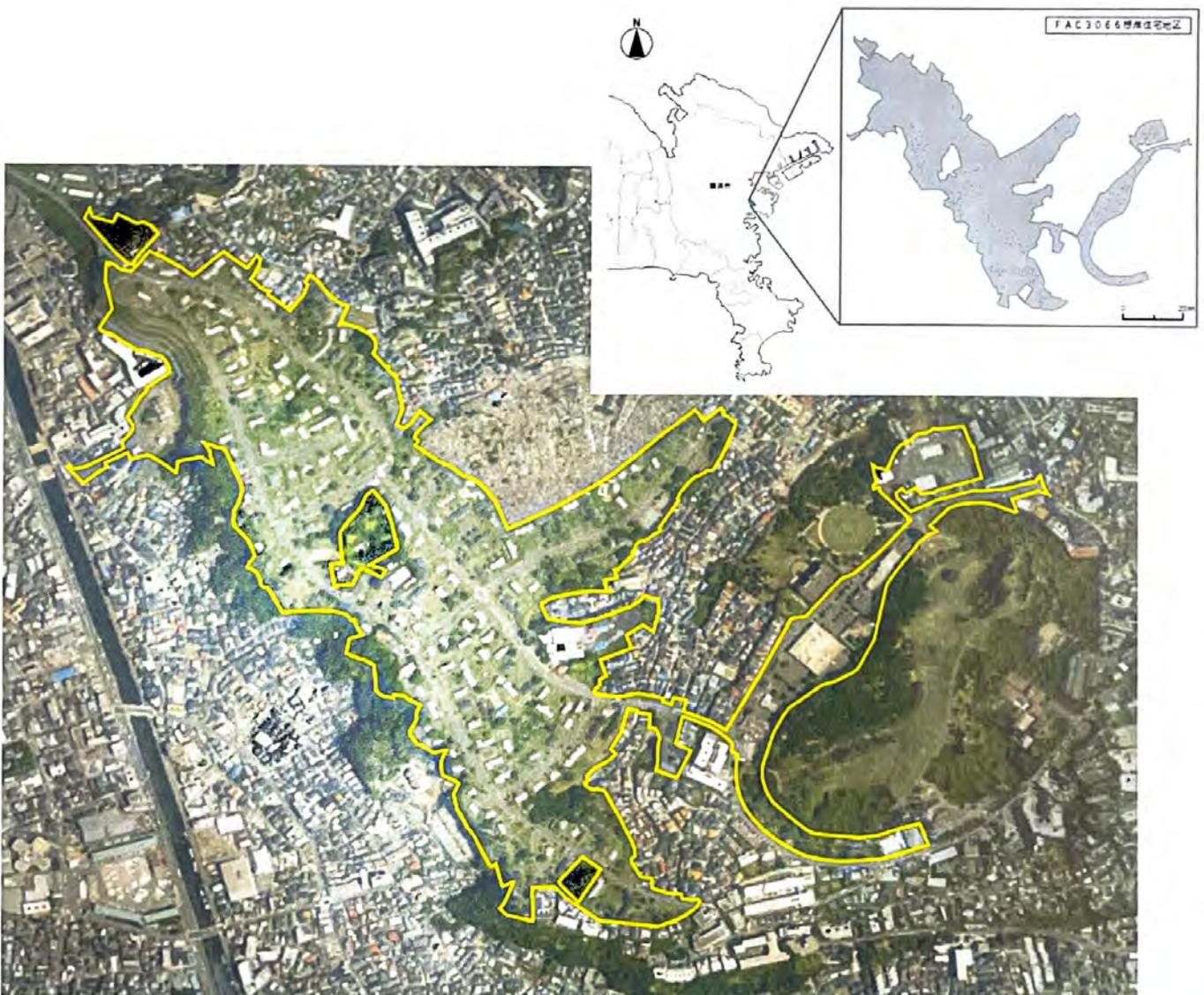
1. 根岸住宅地区の共同使用に係る経緯及び概要

■ 根岸住宅地区の概要

- › 所在地：神奈川県横浜市（中区、南区及び磯子区）
- › 面積：約43ヘクタール
（国有地：約27ヘクタール、民公有地：約16ヘクタール）

■ 共同使用（原状回復作業）の経緯及び概要

- › 平成16年10月、日米合同委員会において将来的な返還が合意
- › 平成30年11月、根岸住宅地区の原状回復作業のための共同使用について、日米間で協議を開始
- › 令和元年11月、原状回復作業を実施するための共同使用について合意
〔合意内容〕
 - ・ 共同使用面積：約43ヘクタール
 - ・ 共同使用の内容：建物及び工作物の撤去、土壌・PCB・廃棄物の調査及び搬出、埋蔵文化財調査等



2. 原状回復作業について

■ 根岸住宅地区における主な作業工程

≫ 南関東防衛局では、根岸住宅地区における原状回復作業として、以下の内容を実施する計画としています。

主な作業項目	作業内容	期 間 (目安)			備 考
		1 年目	2 年目	3 年目	
施設現況調査	建物・工作物・立木の配置図作成及び地形測量など	↔			建物の解体撤去に係る設計に反映
地下埋設物調査	埋設管（水道管、下水道管、雨水管、蒸気管など）の位置、深さ、管種等の調査	↔			工作物の解体撤去に係る設計に反映
廃棄物調査・除去	レーダー探査により地中の廃棄物の有無を確認（廃棄物が確認された場合、掘削除去）		↔		
P C B 調査・処理	P C B が含有する可能性がある電気機器等の所在確認・濃度分析等（基準値以上の P C B が確認された場合、適切に処理）	↔	→		令和 3 年度も引き続き実施
土壌汚染等調査・除去	土壌汚染対策法等に基づく調査及び希少動植物調査（基準値以上の土壌汚染が確認された場合、適切に除去）	↔	→		令和 3 年度も引き続き実施
既設建物・工作物解体撤去に係る調査・設計	既設建物及び工作物の解体撤去を行うための調査・設計		↔		アスベスト調査を含む
既設建物・工作物に係る解体撤去工事	既設建物及び工作物の解体撤去工事（アスベストの撤去については、関係法令に従い、適切に除去）		↔		

■ 作業の進捗状況

≫ 令和 2（2020）年度に根岸住宅地区における基本的な調査を実施し、令和 3（2021）年度から建物や工作物の解体撤去工事の実施を計画しています。

3. 解体撤去工事について（概要）

- 令和2（2020）年度に、解体撤去工事を行うための基礎調査として建物や地下埋設物などの配置等に関する調査を実施しました。
- この調査を基に、建物などの解体に必要な詳細調査（アスベスト調査など）や設計を進めており、順次、解体撤去工事に着手してまいります。
- 今回、解体撤去工事に着手するエリアは、下図の「1工区」と「2工区」です。
※「青点線」のエリアには、事業監理を実施するために必要な現地事務所等を設置します。
 - » 根岸住宅地区は非常に広い施設であるため、既設建物等の解体撤去工事は、複数の工区に分けて作業をします。
 - » 下図のとおり、根岸住宅地区の北側及び南側エリアをそれぞれ1工区及び2工区とし、先行して解体撤去工事に着手します。残りのエリアについては、準備が整い次第、順次着工していく予定です。

解体撤去工事に当たっては、周辺にお住まいの皆様の生活に最大限配慮し、事故のないよう安全に進めてまいります。



3. 解体撤去工事について（概要）

■ 工事期間

令和3（2021）年6月～令和4（2022）年12月

※ 本計画は現時点のものであり、変更となる場合があります。

■ 作業時間等

原則、下記曜日及び時間帯にて解体工事の作業を実施します。

≫ 作業曜日：月曜日～土曜日（日曜及び祝日を除く）

≫ 作業時間：午前8時00分～午後5時00分

■ 解体対象建物等

≫ 木造住宅約180棟、住宅以外の建物（倉庫、学校等）約100棟

≫ 工作物等

■ 作業工程

≫ 令和3年 6月 現地事務所等（プレハブ）の設置工事

≫ 令和3年 7月

～

令和4年12月

順次、建物等の解体工事に着手

■ 主な解体方法

≫ 建物については、内装仕上材、空調機等の設備及び配管等並びに外装材の一部を手作業にて解体撤去を実施し、その後、解体用の重機を使用し、解体工事を行います。

≫ 下の写真は、解体工事の一例（イメージ）です。



内装の解体を手作業で行っている様子



重機で建物を解体している様子

3. 解体撤去工事について（工事車両）

工事期間中、資材及び廃材の搬出入等のため、根岸住宅地区周辺を大型の工事車両が通行します。

■工事車両の出入時間

原則、下記時間帯に工事車両（大型車両）が通行します。

» 出入時間：午前8時00分～午後6時00分

■主な工事車両（大型車両）

使用を予定している大型車両の代表例です。

① 10 t 積載平トラック



② 10 t 積載コンテナ車



③ 10 t ダンプトラック



■工事車両（大型車両）の通行と安全管理

» 交通危険予測マップ（交通事故が起きる可能性が高い地点を予測した地図）を作成し、より安全運転に寄与します。

» 歩行者及び一般車等に対する安全確保に留意します。

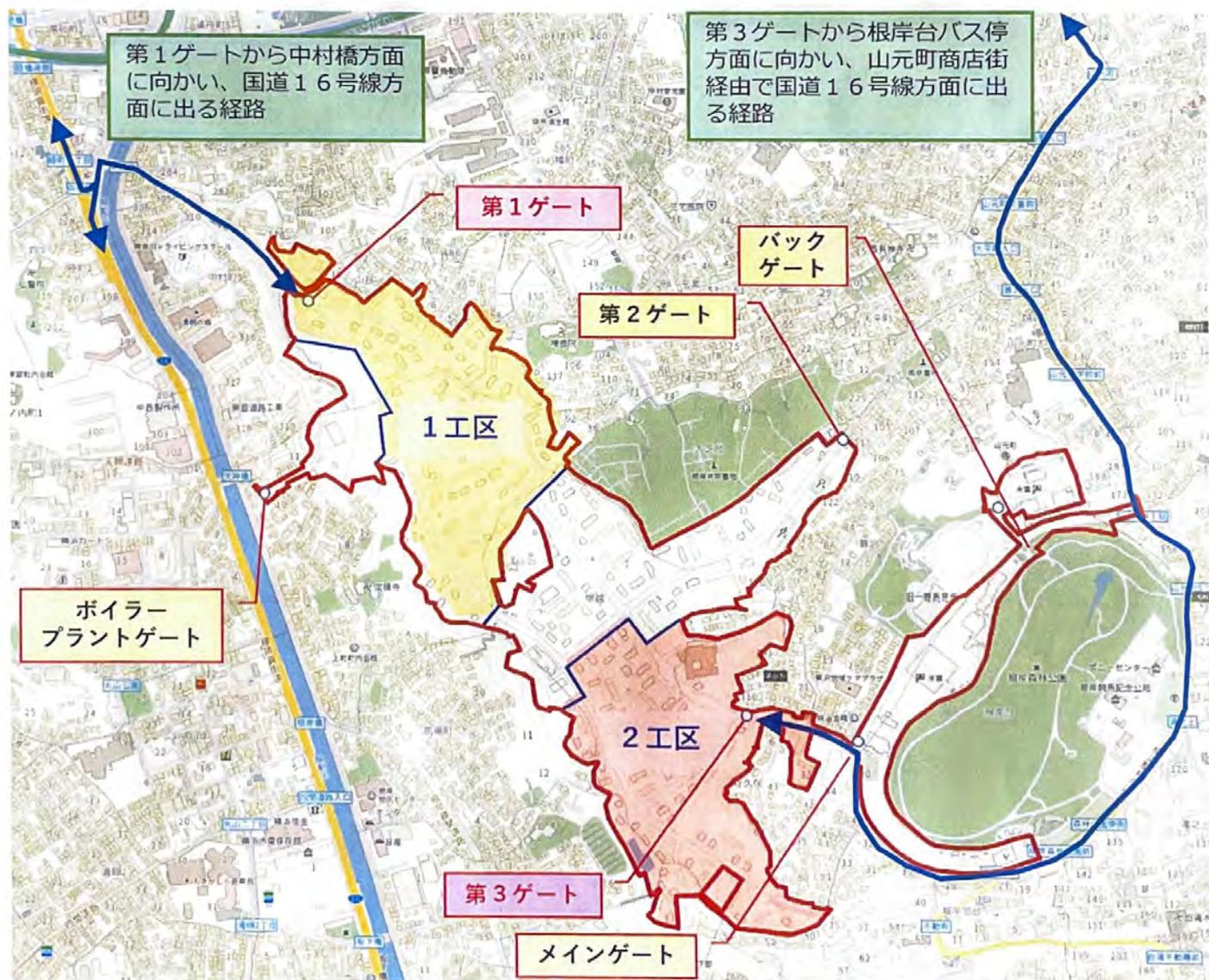
例えば、大型車両は車高が高いことから、近接した通行人などの発見が遅れる場合が考えられるので、通行人などの近接に留意する等、安全確保を徹底します。

» 通行経路に道路規制がある場合は、警察と協議（必要に応じて道路管理者とも協議）の上、適切に対応します。

3. 解体撤去工事について（工事車両）

■ 工事車両の通行経路

- 根岸住宅地区の解体撤去工事にあたっては下図のゲートを使用し、各ゲートを使用する際は、警備契約業者が立哨し、誘導を行います。
車両の主な出入ゲートとしては、第1ゲート及び第3ゲートを使用します。
※なお、出入ゲートは短期的に変更する場合があります。
- 第1ゲートからの通行経路は急な坂道や交差点が多く、第3ゲートからの通行経路には、近傍に学校等が所在し、商店街での通行がありますので、業者には法令遵守及び安全運転を徹底し、作業員への安全教育を徹底してまいります。
- 具体的には、信号待ちによる停車中に第三者による右左折等の妨げとならないよう、時間及び行動に余裕を持つ等、安全確保を徹底します。
- 更に、運行管理システム（GPSを利用し、リアルタイムに走行状況を把握ができるシステム）により、速度及び通行経路等、走行時における管理を徹底します。



3. 解体撤去工事について（騒音、振動、粉塵対策）

解体撤去工事に伴い騒音、振動、粉塵が発生する場合があります。
次のような対策を講じ、これらを可能な限り抑えるよう、配慮してまいります。

■ 騒音対策

工事に伴い様々な騒音が生じます。特に大きな建物等を解体したり、大型の重機が作業する際に、騒音が発生します。また、樹木の伐採時にも、チェーンソー等の音が発生します。

- ① 国土交通省認定の低騒音型の重機を使用します。
- ② 重機作業の際は無駄な動き、長時間のアイドリングを避けます。
- ③ 敷地境界に近接して近隣住居等がある場合、可能な限り、当該住居等に重機を近づけないようにし、騒音を抑制します。
- ④ 騒音計により計測を行います。
- ⑤ 必要に応じて防音シートや防音パネル等で工事建物等を囲うことで工事中の音の低減を図ります。



建物を防音パネルで囲い込んだ例

■ 振動対策

解体工事に伴う振動は、解体用重機の使用等により発生します。

- ① 敷地境界に近接して近隣住居等がある場合、可能な限り、当該住居等に重機を近づけないようにし、振動を抑制します。
- ② 重機の機械操作や作業を丁寧に行います。
- ③ 振動計による計測を行います。



環境測定モニタリングの計測器の例

■ 粉塵対策

解体工事に伴う粉塵は、建物等の解体及び土壌の掘削等により発生します。

- ① 解体対象物は、作業前に散水などで湿潤化を行い、粉塵発生を抑制します。
- ② 解体作業中も適宜散水を実施し、粉塵発生を抑制します。



散水を行って粉塵を抑え込みながら解体作業を行う様子

3. 解体撤去工事について（有害物質対策）

■アスベスト（石綿）対策について

- アスベストとは、天然にできた鉱物繊維です。繊維が極めて細く、人が吸入すると健康被害を引き起こす可能性があるため、昭和50年に使用が原則禁止され、現在では、製造等も原則として禁止されています。
- 根岸住宅地区は昭和22年に米軍に接收され、その当時に建築された住宅など古い建物も現存しているため、一部の建物等にアスベストを含む建材が使用されています。
- このため、解体撤去工事の着手前にアスベストの使用の有無を確認するための調査・分析を行い、アスベストの使用が確認された場合は、関係法令等に従い、飛散防止等の必要な対策を講じた上で、工事を実施いたします。
- 万が一、工事中に新たにアスベストを含む建材や、その他の有害物質が確認された場合も、同様に関係法令等に従い、適切な措置を講じた上で、解体撤去工事を進めてまいります。

■主な対策と撤去方法

- アスベストを使用している建材は、飛散のしやすさによってレベル1～3に分類され、レベル1のものがより飛散がやすく、レベルによりその対策が異なります。
現時点で、根岸住宅地区内で確認されている建材は、レベル2及び3のもので、これらの解体撤去にあたっては、以下のような措置を講じてまいります。

① 配管の保温材：レベル2に該当

- レベル2のアスベスト含有建材は、撤去の際に振動や衝撃を与えると崩れ、空气中に飛散してしまう恐れのある建材です。
- 空气中に飛散することを抑制するため、あらかじめ、該当箇所をビニール等で覆い、万が一崩れてしまっても、ビニール等の外に出ないように対策してから、撤去を行います。



アスベスト含有部分をビニールなどで覆った様子

② 住宅の内装及び外装：レベル3に該当

- レベル3のアスベスト含有建材は、板状の素材の中に存在するため、壊したり割ったりしない限り、アスベストの飛散のリスクは比較的低いものです。
- 撤去作業をする前や作業中に十分に湿潤し、手ばらしにより、飛散を抑制し、撤去を行います。



内装タイルを十分に湿潤して撤去作業を行う様子

4. 連絡先

ご不明な点については、下記へご連絡ください。

■南関東防衛局 管理部施設管理課（担当：川原、中尾）
電話：045-211-7105
（平日 午前8時30分～午後5時15分）

■解体工事施工業者等連絡先

»解体工事施工業者

東亜建設工業(株)

（担当：坂口、鈴木）

電話：03-6758-2603

»設計・事業監理業者

日本工営・中林建築設計事務所・ムラシマ事務所共同体

（担当：大島、平川、栗原、谷口、石田、盛田）

電話：03-3238-8351

※ 現地事務所の連絡先は、設置後に看板でお知らせします。
工事に関するお問い合わせは、現地事務所にご連絡ください。

なお、看板は第1ゲート、第2ゲート、第3ゲート、メインゲート及びバックゲートに設置予定です。